

委託設計書					委託方法	単価契約
所属	都市再生部 松戸駅周辺整備振興課 新拠点ゾーン整備担当室			設計年月日	令和 8 年 4 月	
部長	審議監	課長	室長	補佐	担当	設計者
委託名称	相模台地区土地区画整理事業に伴う施行者管理地草刈等業務委託					
委託場所	松戸市岩瀬字向山550番1外					
年度科目	令和 8 年度	委託期間		自 令和 9年 3月 31日		
委託費計	一金 円(単価合計)			設計内容審査済		

内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
		造園工		日	1	(14.9538 %)		経費含む
		普通作業員		日	1	(13.8161 %)		経費含む
		軽作業員		日	1	(9.6983 %)		経費含む
		交通誘導員	B	日	1	(9.8067 %)		経費含む
		普通トラック	2t	日	1	(4.6747 %)		経費含む、労務費含まず
		肩掛式草刈機	1.8ps	日	1	(0.4356 %)		経費含む、労務費含まず
		草刈機	3.4ps	日	1	(0.9978 %)		経費含む、労務費含まず
		刈込機	1.2ps	日	1	(0.4941 %)		経費含む、労務費含まず
		リフト車	12m	日	1	(10.5141 %)		経費含む、労務費含まず
		リフト車	17m	日	1	(13.3423 %)		経費含む、労務費含まず
		クレーン付きトラック	4.0t積、2.9t吊り	日	1	(9.3091 %)		経費含む、労務費含まず
		チェーンソー	350mm	日	1	(0.3849 %)		経費含む、労務費含まず
		バックホウ	0.04m ³	日	1	(3.0176 %)		経費含む、労務費含まず
		バックホウ運搬		回	1	(8.5549 %)		経費含む、労務費含まず
		小計				(100.0000 %)		
		ごみ処理費		kg	1		16	
		委託費計						

第 1 表

造園工

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人	1.0			R01
経費		%				
1日当たり						

第 2 表

普通作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	1.0			R02
経費		%				
1日当たり						

第 3 表

軽作業員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽作業員		人	1.0			R03
経費		%				
1日当たり						

第 4 表

交通誘導員

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員	B	人	1.0			R08
経費		%				
1日当たり						

第 5 表

普通トラック

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	23.4			T01
普通トラック損料	2t	h	6.0			M01
計						
経費		%				
1日当たり						

第 6 表

肩掛式草刈機 1.8ps カッタ径255mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	3.90			T02
肩掛式草刈機損料	1.8ps カッタ径255mm	日	1.00			M02
計						
経費		%				
1日当たり						

第 7 表

草刈機 手押しロータリー式3.4ps

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	5.34			T02
草刈機損料	3.4ps刈幅55～65cm	日	1.00			M04
計						
経費		%				
1日当たり						

第 8 表

刈込機 1.2ps

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	4.68			T02
刈込機損料	1.2ps	日	1.00			M03
計						
経費		%				
1日当たり						

第 9 表

リフト車 12m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	21.6			T01
リフト車損料	12m	h	6.0			M05
計						
経費		%				
1日当たり						

第 10 表

リフト車 17m

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	21.60			T01
リフト車損料	17m	h	6.00			M15
計						
経費		%				
1日当たり						

第 11 表

クレーン付きトラック

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	31.80			T01
クレーン付トラック損料	4.0t積 2.9t吊	h	6.00			M12
計						
経費		%				
1日当たり						

第 12 表

チェーンソー 350mm

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	2.28			T02
チェーンソー損料	350mm	日	1.00			M06
計						
経費		%				
1日当たり						

第 13 表

バックホウ 平積み 0.04m³

1日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	11.40			T01
バックホウ借上費	平積0.04m ³	台	1.00			K11
計						
経費		%				
1日当たり						

第 14 表

バックホウ運搬費

1回当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車	2t	台	1.00			K08
計						
経費		%				
1回当たり						

相模台地区土地区画整理事業に伴う 施行者管理地草刈等業務委託仕様書

本委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書によるもののほか本仕様書による。

第1章 本委託業務の目的

1. 本委託業務は、管理地の状況を的確に把握し、適宜処置を講ずることで、当該委託箇所を良好な状態に保つよう維持管理することを目的とする。

第2章 管理区域

2. 管理区域は原則として別添案内図のとおりとする。ただし、緊急時等においては、区域外についても行うことがある。なお、その場合は事前に市担当者と協議の上で決定するものとする。

第3章 管理作業の内容

3. 除草・草刈・低木刈込等

草木の繁茂に起因する美観の阻害、見通しの阻害、粗大ゴミ等の不法投棄、樹木等の生育阻害や病害虫の発生を防止し、管理地の快適性の向上に努めること。作業にあたっては、作業の実施の必要性、作業箇所の優先度を市担当者と協議すること。また、各作業については、下記に基づき実施すること。

[除草・草刈・低木刈込]

- ・除草は年2回を基本とし人力で行ない、根を残さないよう取り除くこと。
- ・草刈は年2回を基本とし、肩掛式草刈機やロータリー式芝刈機にて実施すること。機械で刈れない部分については、人力とする。
- ・低木刈込は年1～2回の機械刈りとする。花芽分化時期に留意すること。

4. せん定・伐採等

倒木や枝の落下等による事故の防止、民有地・道路等に対する障害の防止を行い、管理地内の安全向上に努めること。また、各作業については下記に基づき実施すること。

[せん定]

- ・頂枝は一つにすること。
- ・病害虫による枝葉はせん定すること。
- ・樹勢を衰弱させる徒長枝、土用枝、ヒコバエ等はせん定すること。
- ・花木類は花芽分化の時期を考慮したうえでせん定すること。

- ・区域を越えて民有地に進入している枝はせん定すること。
- ・照明や防犯灯等の光を阻害している枝はせん定すること。
- ・道路利用者（歩行者や交通車両）の障害となる枝はせん定すること。
- ・架空線（電線や電話線等）に接近、または接触している枝はせん定すること。
- ・病害虫に侵され、回復が見込めない枝はせん定すること。
- ・枯枝や折れて落下する恐れのある枝はせん定すること。
- ・せん定する樹木、せん定方法等について、監督職員とよく協議すること。
- ・せん定した際に、切り口が大きい場合には殺菌剤を塗布し、腐れ、病気を予防すること。

〔伐採〕

- ・枯損木、腐朽等が原因で倒木の危険性のある樹木は、市担当者と協議のうえ伐採を行うこと。
- ・幹や根元の大きな腐朽・空洞、幹の不自然な揺れ・傾き等の異常のある樹木は市担当者と協議のうえ、伐採を行うこと。

5. 排水施設の清掃

側溝・桧などの排水施設が排水不良となっている場合は、溜まっている土砂などを入念に取り除き、排水機能を改善させること。除去した土砂の処分については、市担当者と協議の上で行うものとする。

6. 作業の留意点

作業に入る際は、次に掲げる事項にも留意し、確認次第市担当者に報告し、指示を受けること。

〔敷地〕

- ・草木が繁茂し、見通しが悪くなっている、または利用の支障となる箇所。
- ・土地の崩落等地形の異常またはその兆候。
- ・粗大ゴミ等の不法投棄。

〔工作物〕

- ・設置箇所及び設置状況に異常が生じている工作物。
- ・老朽化及びその他の理由で、損傷や破損が見受けられる工作物。

7. 病害虫防除

発生初期のチャドクガ、アメリカシロヒトリ等を発見した際は、枝葉の切除により駆除を行うこと。

拡散した状態を発見した場合及びその他の病害虫の発生時は、市担当者に報告すること。

8. ゴミの処理

本委託業務により発生するゴミ（可燃ゴミ、資源ゴミ、せん定枝、草等）については分別を行い適正な処理をすること。また、処分したゴミの計

量伝票（重量記載）の写しを作業報告書類と一緒に提出すること。
 受託者は、せん定枝や刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

第4章 その他

9. 作業時間

作業時間は当日の作業に要する時間に加え、作業の準備に要する時間、作業の後片付けに要する時間を含めた時間とし、昼休み1時間を除いた計8時間とする。

作業の開始時間と終了時間は、原則として午前8時から午後5時とするが、市が認めた場合は変更することができる。

10. 作業の休日

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は作業を実施しないものとする。

ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

11. 年間予定数量

別紙「標準年間管理計画表」を参考に年2回の作業を予定する。年間の作業量は下記年間予定数量表のとおりとする。清掃を行う日に、草刈・除草等の他の作業を行うなど、予定数量の中で効率良く作業できるように計画すること。なお、数量は台風等の災害の有無、苦情・要望の件数等により増減する。

表 - 年間予定数量表

種別	数量
造園工	45日
普通作業員	81日
軽作業員	30日
交通誘導員	12日
普通トラック	48日
肩掛式草刈機	27日
草刈機	10日
刈込機	2日
リフト車（12m）	6日
リフト車（17m）	3日
クレーン付トラック	5日
チェーンソー	53日
バックホウ	10日
バックホウ運搬	15回
ごみ処分量	25,170kg

12. 作業報告

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後現場の状況などにより、作業場所、作業内容、作業班の構成等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。

また、作業終了時には、その日の作業状況について報告し必要な場合は翌日の指示を受けること。

報告書の作成に当たっては、作業日毎に、作業日報及び当日の代表的な作業の作業前・中・後の写真帳を作成し、各月末締めとしたものを翌月直ぐに請求書と一緒に提出すること。なお、作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・作業時間
- ・天気
- ・作業班構成
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理（重量、内容、搬出先）
- ・市連絡担当者氏名

13. 記録写真

- (1) 作業を行う管理地にて、以下に示す内容が確認できるような記録写真の撮影を実施すること。記録写真は1日当たり1枚以上とする。
 - ・作業人員の作業状況（撮影者を除く）
 - ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
 - ・作業している場所がわかるもの（景色が広く写るように撮影）
- (2) 上記撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。
 - ・委託名称
 - ・作業場所（公園・緑地名）
 - ・作業内容
 - ・撮影日 作業人員の作業状況（撮影者を除く）
 - ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
 - ・作業している場所がわかるもの（景色が広く写るように撮影）
- (3) 撮影した記録写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

14. 作業員の名簿の提出

本委託に従事する作業員について、市担当課まで名簿を提出すること。

15. 作業内容による職種指定

(1) 造園工

作業の監督、樹木の整枝せん定作業、伐採作業及び作業車の運転等

(2) 普通作業員

作業の監督、清掃作業、除草作業及び作業車の運転等

(3) 軽作業員

清掃作業、除草作業及び造園工・普通作業員の作業補助等

16. 降雪・凍結対策

冬期の降雪や路面凍結時にも出動できるように、タイヤチェーン等を装備すること。

17. 安全対策

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

18. 関係法規の遵守

受託者は業務の遂行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

19. 疑義の解決

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

20. 地元住民の対応

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあつたとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

21. 本仕様書に記載のない事項

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

